

# 性暴力対策アドバイザー派遣事業について

福岡県 生活安全課  
性暴力・犯罪被害対策係

# 説明項目

1. 事業の目的・事業計画
2. 講義のねらい
3. 到達目標・使用テキスト等について
4. 使用テキスト及び事例選択について
5. 講義実施前後の流れ

# 1. 事業の目的・事業計画

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」第11条（抜粋）

# 1. 事業の目的・事業計画

(第11条第1項)

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

# 1. 事業の目的・事業計画

## (第11条第2項)

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

# 1. 事業の目的・事業計画

## ○事業目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与すること。

# 1. 事業の目的・事業計画

## ○事業計画

各校種（小学校高学年、中学生、高校生）において在学中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるように、小学校高学年（5, 6年生）は2年、中学生以上は3年サイクル（定時制及び単位制含む。特別支援学校は別途検討）でアドバイザーを派遣する。

## 2. 講義のねらい

- ・性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人の接し方を選択することができる。
- ・性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。
- ・被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。



### 3. 到達目標

#### 〈小学校高学年〉 境界線について知る

- ①「境界線」を知る。
- ②コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる。
- ③信頼できる大人に相談する権利があることを知る。

## 4. 使用テキスト及び事例選択について

- ・使用テキストについては、事前に配布している「小学校高学年 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。  
○県HPの案内
- ・小学校については事例の選択はありません。  
(中学校、高等学校のみ)

小学校高学年  
中学校  
【共通】



どんなときか  
きょう かい せん  
「境界線」の  
ピンチかな？



せい ぼう りょく  
性暴力にあつたとき

● その場をはなれる



● 味方になってくれる大人に  
話していい



ひとりじゃないよ

## 講義を進めるにあたって

- ・性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく。
- ・指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ。
- ・性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す。
- ・防犯意識を高めるための教育に終始しない。
- ・性差を決めつけずに話をする。
- ・性的マイノリティがいることを想定して発言する。

### 3. 到達目標

〈中学校〉

**性暴力は権利の侵害であることを知る。**

①性暴力の背景を知る。

(1)「女らしさ」「男らしさ」がどのように押し付けられているかを探る。

(2)対等な関係について考える。

(3)「境界線」をこえるときの確認(同意)を知る。

②性暴力の事例を知る。

③信頼できる大人(先生、保護者、相談機関等)や友達に相談することの大切さや、相談先(学校内の相談体制や外部の相談機関)を知る。

## 4. 使用テキスト及び事例選択について

- ・使用テキストについては、事前に配布している「中学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。  
○県HPの案内

小学校高学年  
中学校  
【共通】



どんなときが  
きょう かい せん  
「境界線」の  
ピンチかな？





せい ぼう りよく  
性暴力とは

のぞ どう い  
あなたが望まない・同意のない  
せい てき こう い はつ げん せい ぼう りよく  
性的な行為や発言はすべて性暴力。



# もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

● 逃げる・距離をとる

● 信頼できる大人に相談する

● 病院などで適切なケアを受ける



## 4. 使用テキスト及び事例選択について

### ○事例の選択について

- ・性暴力ってどんなこと？  
→ 自撮り／趣味友／家出 の事例から選択  
(推奨は 自撮り>趣味友>家出 です)
- ・性暴力って何で起こるの？  
→ 先輩／近所のお兄さん

※校内で似た事案が発生している場合は、異なる事例を選択してください

## 講義を進めるにあたって

- ・性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく。
- ・指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ。
- ・性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す。
- ・防犯意識を高めるための教育に終始しない。
- ・性差を決めつけずに話をする。
- ・性的マイノリティがいることを想定して発言する。

### 3. 到達目標

〈高等学校〉

**性暴力の実態と社会の取り組みを知る。**

- ①性暴力は身近で発生していることを知る。
- ②被害の影響を知る。
- ③二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。
- ④性暴力についての社会の取組とその役割を知る。

## 4. 使用テキスト及び事例選択について

- ・使用テキストについては、事前に配布している「高等学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。  
○県HPの案内

## 「性の境界線」をこえるときの確認

キスやハグなどをするとき、お互いの気持ちを確認すること

### 「性的同意」

- ✓ 言葉でお互いの気持ちを確認め合うこと。
- ✓ パートナー同士であったとしても、性的行為をすることは義務ではない。
- ✓ 性的行為をする／しないを決めるのは自分自身。



もし性暴力にあったら  
あなたが選べること

逃げる  
距離をとる



大人に  
相談する



病院・警察  
など





## 4. 使用テキスト及び事例選択について

### ○事例の選択について

- ・アルバイト先の出来事／電車の中の出来事

※校内で似た事案が発生している場合は、異なる事例を選択してください

## 講義を進めるにあたって

- ・性は大切なものであることを、肯定的な言葉で伝えていく。
- ・指示的・指導的立場ではなく、学習者の目線に立つ。
- ・性暴力の被害者/加害者が既にいることを念頭において話す。
- ・防犯意識を高めるための教育に終始しない。
- ・性差を決めつけずに話をする。
- ・性的マイノリティがいることを想定して発言する。

# 5. 講義実施前後の流れ

## 事前準備

- オンライン事前説明会にて実施に当たっての確認事項を共有
- チェックリストの提出
- 受講児童生徒へのアナウンス・保護者への周知
- 配慮すべき生徒への対応

## 講義実施

- 受講中の児童生徒へのフォロー
- 写真撮影

## 講義実施後

- 実績報告書の提出
- 児童生徒から相談があった場合の対応

# 安全に講義を実施するために

これまでに性被害にあった、または見聞きしたことがある児童生徒の場合、性暴力の話題で混乱することが予想されます。

そのため、次のような配慮をお願いします。(実施要項 資料4参照)

## ○事前準備

児童生徒や保護者から相談があった場合、または学校で被害事実について把握している場合は、事前に児童生徒に個別に面談を行い、講義に参加するかどうか、参加する場合は方法や対応等について話し合ってください。

## ○講義実施

児童生徒の表情や様子を見守り、具合が悪そうな時は声をかけてください。

## ○講義実施後

児童生徒から被害の相談があった場合、被害について聞きすぎないようにして、市町村や教育委員会、児童相談所、性暴力被害者支援センター・ふくおか等につないでください。



ありがとうございました